



第2部

後期基本計画

「後期基本計画」重点プラン

1. 重点プランの位置付けと構成

重点プランとは、館山市が掲げる将来都市像「笑顔あふれる 自然豊かな “あつたか ふるさと” 館山」の実現に向け、『後期基本計画』期間の5年間の中で、分野横断的かつ重点的に取り組む施策・事業をまとめたものです。

この重点プランについては、令和2年度から令和7年度までを計画期間とする『第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（以下『第2期市総合戦略』という。）の基本目標と密接に関連付けることで、より実効性を高めるものとします。

ただし、『第2期市総合戦略』については、人口減少の克服を目的とした施策を中心に策定されたものであるのに対し、重点プランの事業展開はより広範囲なものとなっています。

2. 重点プランの趣旨

重点プランでは、館山市の特性や強みを最大限に活かすことで、弱みも克服していくことを趣旨とします。

館山市には、34.3kmの変化に富んだ海岸線や波穏やかな鏡ヶ浦から望む富士山と夕日の絶景に加え、マリンスポーツや夏の海水浴にも適した魅力あふれる“海”があります。

また、温暖な気候と恵まれた自然環境のもとで育てられた農産物や新鮮な魚介類など、“食”の豊かさは、全国にも誇れる地域の宝です。

これらの地域資源を磨き、活かしていくことで、館山市の将来を担う“若者”の「しごと」をつくり、「まち」の活性化を図るとともに、「ふるさと”館山」に対する誇りや郷土愛、地域の支え合いをはぐくみます。



恋人の聖地／鏡ヶ浦から富士の見えるまち 館山（洲崎灯台）

3. 4つの重点プラン

重点プランの趣旨を踏まえ、次のとおり、4つの重点プランを設定します。

① “海” の魅力アッププラン

“海” の魅力を最大限に活かした「しごと」の創出と地域の活性化を図るとともに、“海” の安心・安全を守り、その魅力をさらに高めていきます。

【主な施策・事業】

◆ “海” に関連した「しごと」を創出する

- ・企業誘致推進事業〔P 75〕

◆ “海” の魅力を活かした地域の活性化を図る

- ・オリンピック・パラリンピックのレガシー（遺産）を活かしたまちづくり〔P 56〕
- ・『館山湾振興ビジョン』に基づく海辺のまちづくりの推進〔P 63〕
- ・水上オートバイ対策〔P 64〕
- ・移住・定住促進事業〔P 77〕

② “食” の豊かさアッププラン

“食” の豊かさを活かし、地域の産業を活性化させるとともに、生産者を支え、消費拡大と雇用の創出につなげていきます。

【主な施策・事業】

◆ “食” の消費拡大と「しごと」の創出を図る

- ・食のブランド化の推進〔P 65〕
- ・「食のまちづくり」の推進による地域産業の活性化〔P 80〕

◆ “食” の生産者を支える

- ・農水産物の6次産業化の推進〔P 68〕
- ・スマート農業の推進〔P 68〕
- ・農業の担い手育成・確保と組織的な営農スタイルへの後押し〔P 68〕
- ・有害鳥獣対策事業〔P 69〕
- ・農地の保全と有効活用〔P 69〕

③ “若者”の元気アッププラン

将来を担う“若者”が、やりがいのある「しごと」に就き、安心して結婚・出産・子育ての希望をかなえることができる環境を整えます。

【主な施策・事業】

◆ “若者”がやりがいのある「しごと」に就くことができる

- ・リノベーションまちづくり事業〔P 73〕
- ・魅力ある雇用の創出〔P 75〕
- ・企業誘致推進事業〔P 75〕 ※再掲
- ・雇用の需要と供給のマッチング強化〔P 75〕
- ・介護・福祉人材の確保に向けた支援〔P 75〕
- ・「食のまちづくり」の推進による地域産業の活性化〔P 80〕 ※再掲

◆ “若者”が安心して結婚・出産・子育ての希望をかなえることができる

- ・母子保健事業〔P 27〕
- ・保育園・こども園における保育サービスの充実〔P 27〕
- ・「元気な広場」運営事業〔P 28〕

④ “ふるさと”の誇りアッププラン

市民の“ふるさと”館山に対する誇りや郷土愛を高め、地域の支え合いをはぐくむとともに、行政サービスの維持・向上に努め、いつまでも安心して暮らせる、持続可能なまちづくりを推進します。

【主な施策・事業】

◆ “ふるさと”への誇りと郷土愛を高める

- ・「生きる力」を育成する教育の推進〔P 45〕
- ・遠距離通学支援事業〔P 46〕
- ・学校施設の整備充実〔P 46〕
- ・少子化に対応した教育環境の向上〔P 46〕
- ・情報教育環境の整備〔P 46〕
- ・ふるさと納税（ふるさと寄附金）制度の推進〔P 72〕
- ・地域資源・人的資源の活用による関係人口創出事業〔P 77〕
- ・空き家対策〔P 83〕
- ・東関東自動車道館山線等の整備促進〔P 87〕
- ・都市計画道路船形館山線（船形バイパス）の整備〔P 87〕
- ・持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの確保・維持〔P 90〕
- ・新たなシステムの導入等による利用しやすい公共交通の実現〔P 90〕

◆ “まると支援”を推進する

- ・「地域包括ケアシステム」の構築〔P 3 1〕
- ・地域で高齢者を支える体制づくり事業（地域包括支援センター事業）〔P 3 1〕

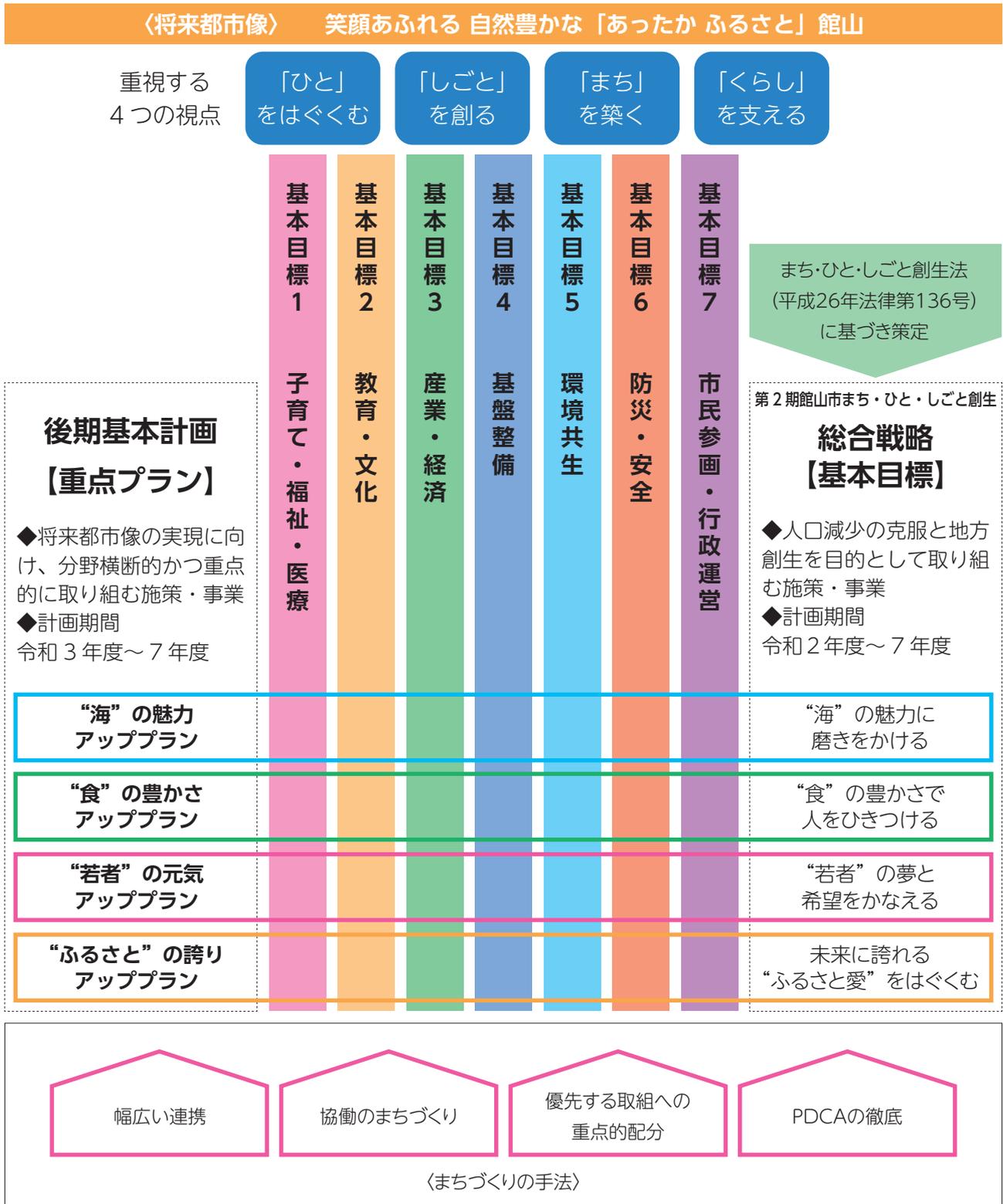
◆地域の支え合いをはぐくむ

- ・救急医療体制の確保〔P 3 9〕
- ・保健事業と介護予防の一体的実施の推進〔P 4 1〕
- ・感染症予防対策〔P 4 1〕
- ・地域防災力強化事業〔P 1 0 1〕
- ・災害対応力強化事業〔P 1 0 1〕
- ・国土強靱化地域計画の推進〔P 1 0 1〕
- ・消防団拠点施設等の整備〔P 1 0 4〕

◆行政サービスの維持・向上に努める

- ・清掃センター長寿命化対策事業〔P 9 5〕
- ・災害情報伝達手段の整備〔P 1 0 1〕
- ・情報発信の強化・充実とシティプロモーションの推進〔P 1 1 7〕
- ・電子自治体推進及び情報セキュリティの強化〔P 1 1 7〕
- ・地域情報化推進事業〔P 1 1 7〕
- ・行財政改革の推進〔P 1 2 0〕
- ・公共施設の見直し〔P 1 2 0〕
- ・市税等の徴収率の安定化を図ることによる自主財源の確保〔P 1 2 0〕
- ・中心部への機能集約によるまちづくり〔P 1 2 3〕
- ・定住自立圏構想推進事業〔P 1 2 3〕

重点プランの位置付け



進捗管理

策定した計画が予定どおり進んでいるのかを客観的に検証するため、施策ごとに「成果指標・目標」を設定し、進捗状況の適正な管理・評価（行政及び市民）を行うことで、その後の取組の改善・見直しに活かしていくPDCAの徹底を図っていきます。





7つの基本目標とSDGsの17のゴール～持続可能なまちを目指して～

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂的のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。あるべき館山市の「未来の姿」を描き、それを実現するために何をすべきか考える「バックカスティング」の視点が重要です。『後期基本計画』における7つの基本目標や36の基本施策を関連付けることにより、各種施策の推進をSDGsの目標達成につなげていきます。

1. 基本計画における7つの基本目標と館山市が目指す持続可能なまちづくりの目標

7つの基本目標	館山市版SDGs（SDGsとの関係）
1. 【子育て・福祉・医療】 互いに助け合い誰もが健康で いきいきと暮らせるまち	あらゆる年齢のすべての市民の健康的な生活を確保し、福祉を推進するまち (SDGs目標1：貧困／2：飢餓／3：保健)
2. 【教育・文化】 地域への誇りと愛着をもち 心豊かな人材が育つまち	すべての市民に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するまち (SDGs目標4：教育／10：不平等)
3. 【産業・経済】 地域に根ざした産業で にぎわいと豊かさあふれるまち	持続可能な経済成長とすべての市民に完全かつ適切な雇用を促進するまち (SDGs目標8：経済成長と雇用／12：持続可能な生産と消費)
4. 【基盤整備】 生活基盤が充実し 快適で暮らしやすいまち	環境に配慮したインフラを構築し、持続可能な産業化の促進とイノベーション*の拡大を図るまち (SDGs目標6：水・衛生／7：エネルギー／9：インフラ、産業化、イノベーション)
5. 【環境共生】 人と自然が共生する 環境にやさしいまち	気候変動を軽減するための措置を講じるとともに、海洋資源や陸上資源を保全し、持続的に利用するまち (SDGs目標13：気候変動／14：海洋資源／15：陸上資源)
6. 【防災・安全】 市民の安全が確保され地域ぐるみ で支え合う安心して暮らせるまち	災害にも強い、安全・安心で持続可能なまちづくりを実現するまち (SDGs目標11：持続可能な都市／16：平和)
7. 【市民参画・行政運営】 市民と行政が協力しともに考え ともに築く持続可能なまち	持続可能な開発のための実施手段を強化し、市民とのパートナーシップを活性化するまち (SDGs目標5：ジェンダー*／17：実施手段)

市民意識調査の結果（令和2年2月実施）

SDGsの認知度（存在を知らない）	68.9%
SDGsの関心度（とても関心がある・関心がある）	29.3%

■国際社会全体で目指す持続可能な開発目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する
<p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント*）を行う	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靭（レジリエント*）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

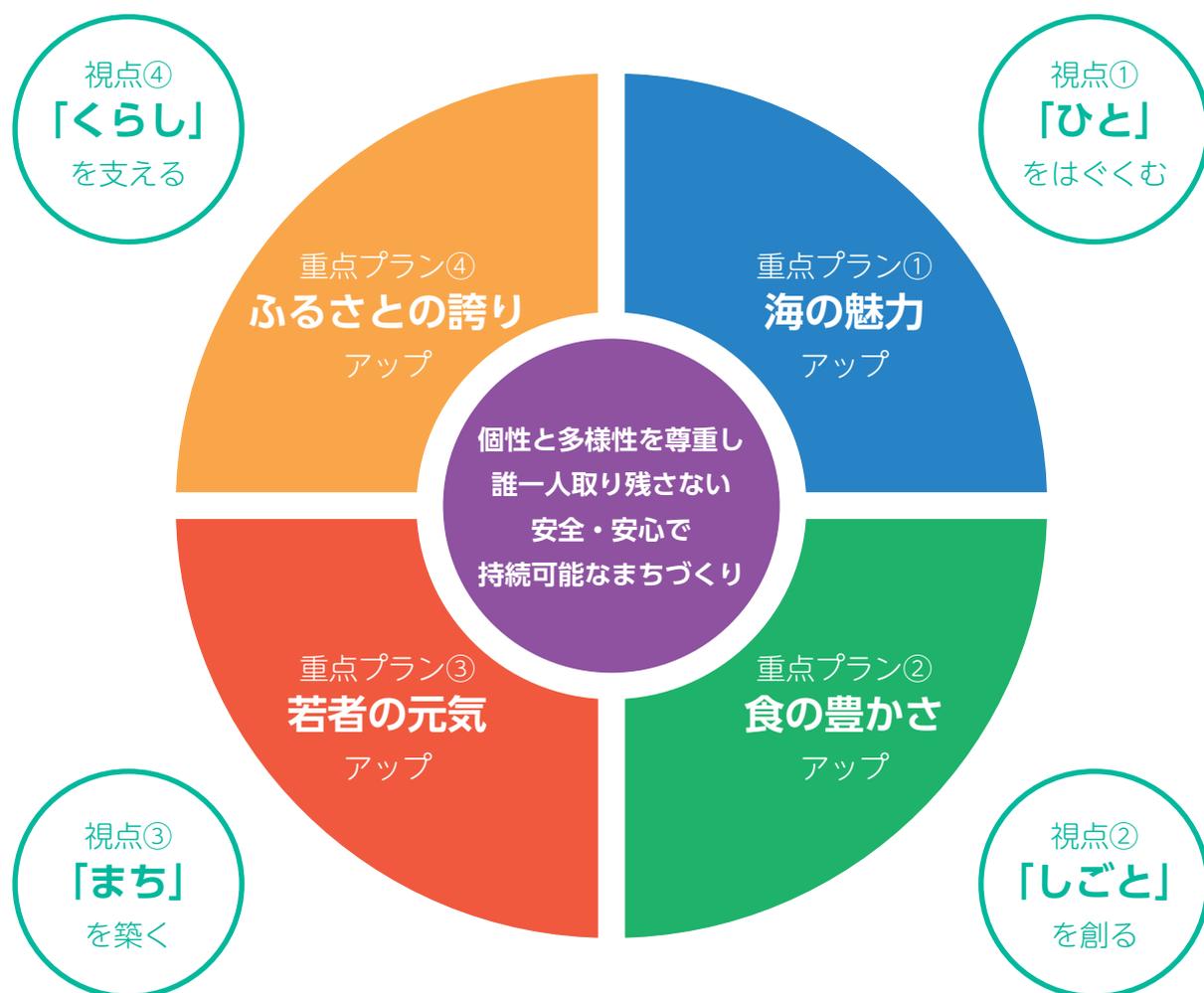
2. “個性と多様性を尊重し、誰一人取り残さない、安全・安心で持続可能なまちづくり”に向けて

令和元年度の台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発出などは、自治体運営にも様々な影響を及ぼしています。

このような危機に直面した際には、SDGsの理念である「持続可能」で「誰一人取り残さない」という視点がますます重要になってきます。

『前期基本計画』では、館山市が掲げる将来都市像「笑顔あふれる 自然豊かな“あったか ふるさと” 館山」の実現に向け、分野横断的かつ重点的に取り組む施策・事業を「重点プラン」としてまとめました。この「重点プラン」は、館山市の特性や強みを最大限活かすことで、弱みも克服していくことを趣旨として設定されており、『第2期市総合戦略』の4つの基本目標に関連付けています。

『後期基本計画』では、「重点プラン」を貫く柱として、“個性と多様性を尊重し、誰一人取り残さない、安全・安心で持続可能なまちづくり”を掲げ、館山市版SDGsの目標達成を目指します。あわせて、館山市が直面している人口減少・少子高齢化の中で、計画の実効性を高めるための4つの視点を重視し、各分野の施策の連携・調整を図りながら、戦略的なまちづくりを進めていきます。





第4次館山市総合計画「後期基本計画」の基本施策とSDGsの関係

【7つの基本目標】		【基本施策】	1 貧困 	2 飢餓 	3 保健
子育て ・ 福祉 ・ 医療	互いに助け合い 誰もが健康で いきいきと暮らせるまち	1 子育て環境の充実	●	●	●
		2 高齢者福祉の充実	●	●	●
		3 障害者福祉の充実	●	●	●
		4 低所得者福祉の充実	●	●	●
		5 地域福祉の推進	●	●	●
		6 保健・医療体制の充実	●		●
		7 健康づくりの推進			●
教育 ・ 文化	地域への誇りと愛着をもち 心豊かな人材が育つまち	1 学校教育の充実	●	●	●
		2 青少年の健全育成強化			●
		3 生涯学習の推進			
		4 歴史の継承と文化の振興			
		5 スポーツの振興によるまちづくり			●
		6 国際交流・地域間交流の促進			
産業 ・ 経済	地域に根ざした産業で にぎわいと豊かさあふれるまち	1 観光の振興			
		2 農水産業の振興		●	
		3 商工業の振興			
		4 新たな雇用の創出と就業支援の強化	●		
		5 移住・定住の促進	●		
		6 交流拠点施設を核とした地域活性化		●	
基盤整備	生活基盤が充実し 快適で暮らしやすいまち	1 住環境の充実と市街地の利便性向上	●		
		2 公園の機能充実と緑化の推進			
		3 道路環境の充実と河川整備の促進			●
		4 交通体系の充実			●
環境共生	人と自然が共生する 環境にやさしいまち	1 自然環境の保全と景観形成の促進			●
		2 環境・衛生対策の充実	●		●
		3 資源循環型社会の構築			●
防災 ・ 安全	市民の安全が確保され 地域ぐるみで支え合う 安心して暮らせるまち	1 防災体制の強化	●		
		2 消防・救急の充実			
		3 交通安全・防犯体制の強化			●
		4 消費者保護対策の推進	●		
市民参画 ・ 行政運営	市民と行政が協力し ともに考え ともに築く 持続可能なまち	1 市民参画の促進			
		2 地域コミュニティ活動の推進			
		3 男女共同参画の推進			●
		4 情報発信力の強化			
		5 戦略的な行財政運営	●	●	●
		6 広域行政の推進			
施策に対するSDGsの17の目標の数			14	9	18

教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段	計
4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
●	●					●	●					●	●	9
	●			●		●	●					●	●	9
●				●		●	●	●				●	●	10
●				●		●	●						●	8
						●	●					●	●	7
●				●		●	●						●	7
●						●							●	4
●	●			●	●	●	●					●	●	11
●						●							●	4
●							●						●	3
●				●	●		●				●		●	6
●										●	●		●	5
●					●	●						●	●	5
				●	●		●	●		●	●		●	7
				●	●			●		●	●		●	7
				●	●		●	●		●			●	6
●	●			●	●	●	●	●					●	9
●				●		●	●	●					●	7
				●	●		●	●		●	●		●	8
			●		●	●	●	●					●	7
					●	●	●		●		●		●	6
		●		●	●	●	●		●	●			●	9
					●	●	●		●				●	6
		●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	10
		●			●	●	●	●	●	●			●	9
●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	12
●	●	●			●	●	●		●				●	9
					●	●	●						●	4
●					●	●	●					●	●	6
●					●	●	●	●				●	●	8
	●				●	●	●					●	●	6
	●				●	●	●					●	●	4
●	●			●		●						●	●	7
●					●	●	●						●	5
	●					●	●	●					●	8
						●	●					●	●	4
19	9	5	3	15	21	25	30	13	7	9	8	11	36	



「後期基本計画」の構成と記載内容

『後期基本計画』では、7つの基本目標（分野）ごとに中表紙を設け、施策の大綱と基本施策（施策の体系）を記載しています。各基本施策（節）については、以下のとおりの構成で記載しています。

1. 基本施策名（節のタイトル）

36の基本施策を各節のタイトルとして記載しています。

2. SDGsのアイコン

各基本施策（節）とSDGsの各ゴール（目標）を関連付けています。

3. 基本方針

展開する施策の基本的な考え方を記載しています。

4. 現状と課題

館山市の現状や今後解決すべき課題を記載しています。

5. 市民意識

市民意識調査の結果（各基本施策の満足度）を記載しています。

（「無回答」を含めて集計しているため、合計が100%になっていません。）

6. 施策の展開

施策ごとに、計画期間中に実施する具体的な事業を記載しています。

7. 成果指標・目標

施策の成果を測るための指標として、数値目標を設定しています。原則、以下のとおり記載しています。

- 現状値・・・令和元年度の実績値
- 目標値・・・令和7年度の目標値

上記以外の指標設定をしている場合は、注記を付けています。

（*のある用語については、巻末の用語説明を参考にしてください。）